

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年 3 月24日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第27号

さいたま市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

さいたま市区役所等事務分掌規則（平成15年さいたま市規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第8条 [略]	第8条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 区役所に副理事を置くことができる。	3 区役所に副理事又は総合調整幹を置くことができる。
4 区役所の部に参事を置くことができる。	4 区役所の部に参事、副参事、調整幹又は参与を置くことができる。
5 区役所のくらし応援室に参事、副参事、主幹、 <u>総合調整幹</u> 、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。	5 区役所のくらし応援室に参事、副参事、主幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。
6 区役所の課、室（くらし応援室を除く。）又は保健センターに副参事、課長補佐、室長補佐、所長補佐、主幹、 <u>総合調整幹</u> 、 <u>調整幹</u> 、専門幹、参与又は主査を置くことができる。	6 区役所の課、室（くらし応援室を除く。）又は保健センターに副参事、課長補佐、室長補佐、所長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。
7・8 [略]	7・8 [略]

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。